

下水道使用料改定のお知らせ

■ 改定の必要性

下水道は、健康で快適な生活環境の実現と公共用水域の水質保全のために欠かすことのできない重要な社会基盤です。

しかし、汚水処理費用に対して使用料収入が足りていない状況であることに加え、管の老朽化対策や耐震化という将来にわたる課題も抱えています。健全かつ持続的な事業経営に努めるため、下水道使用料の改定は必須となりますので、ご理解をお願いします。

急激な負担増を避けるため、令和7年4月1日から令和9年4月1日からの2段階での改定とします。

■ 使用料体系の改定内容

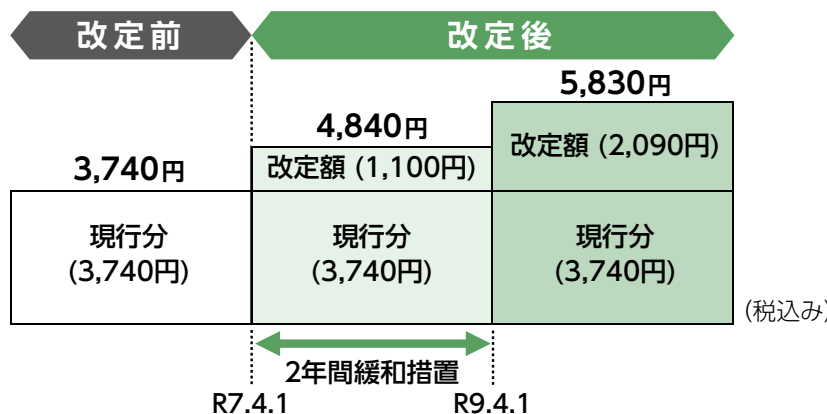
▼ 下水道使用料新旧対照表(1カ月)

(税抜き)

区分	排出量	使用料		
		改定前	R7.4.1～	R9.4.1～
基本使用料	—	800円	900円	1,000円
従量使用料 (1m ³ につき)	10m ³ まで	0円	10円	20円
	11～20m ³	90円	120円	145円
	21～40m ³	105円	130円	155円
	41～100m ³	130円	140円	165円
	101～500m ³	165円	170円	205円
	501m ³ 以上	210円	215円	260円

※ 下水道使用料は、通常、水道料金と一緒に2カ月分の支払いとなります。

▼ 2カ月で40m³使用した場合



▼ 下水道使用料早見表(2カ月)

(税込み)

排出量	改定前	改定後			
	現行	平均改定倍率1.22倍 R7.4.1～		平均改定倍率1.45倍 R9.4.1～	
	使用料	使用料	増加額	使用料	増加額
20m ³	1,760円	2,200円	440円	2,640円	880円
40m ³	3,740円	4,840円	1,100円	5,830円	2,090円
60m ³	6,050円	7,700円	1,650円	9,240円	3,190円
80m ³	8,360円	10,560円	2,200円	12,650円	4,290円
100m ³	11,220円	13,640円	2,420円	16,280円	5,060円

■ 問い合わせ先 上下水道課下水道係 ☎(48)1111(内1217・1218)

